

[事案 2020-59] 転換契約無効請求

・令和3年1月6日 和解成立

<事案の概要>

募集人に告知妨害があったことを理由として、転換の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成12年2月に契約した利差配当付利率変動型積立終身保険について、令和元年12月に組立総合保障保険に転換したが、以下の理由により、転換を無効にしてほしい。

- (1)健康診断により明らかになった健康状態を連絡したにもかかわらず、募集人は、追加告知は不要と個人的に判断して契約を進め、正しい告知を妨害した。
- (2)健康状態を募集人に連絡した後、追加告知の手続きについて募集人に電話で問い合わせたにもかかわらず、その後一切連絡が無いまま契約を進めた。
- (3)保険会社の本事案に対する調査は不十分である。
- (4)告知義務違反を理由に契約が解除された場合、保険金等は支払われないのだから、この転換は契約者の利益を損なう。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人による告知妨害の事実はなく、仮に告知妨害があったとしても、転換を無効とする原因にはならない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、転換時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人からの健康状態の報告に対し、募集人が故意に告知妨害を行ったとまでは認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1)募集人は告知の重要性について説明しておらず、告知について保険会社所定の説明用補助資料も用いていない。このことが、慎重さを欠く告知につながり、本トラブルの遠因となったと考えられる。
- (2)募集人は、告知の際に申立人から、健康診断で肺の異常を指摘されたことを聞いていたにも関わらず、転換手続を進めている。肺の異常が告知事項に該当することは告知書別表から明らかであり、募集人は少なくとも申立人に健診結果を確認させ、どのように告知すべきか検討させてから告知の手続に入るべきであった。
- (3)申立人は、告知後に健康診断で「肺気腫」と指摘されたことを募集人に連絡しているが、申立人が契約への影響について不安に思っているのであれば、契約締結手続を一旦中断して、再度告知をさせる等、不安を解消するよう尽力すべきであるところ、募集人が申立人に対して速やかに対応したとは言えない。

